不法就労・不法滞在防止のために

外国人を雇用するときは身分確認をしましょう。

外国人を雇用する際は、必ず、

・在留カード、パスポート等

の実物で「在留資格」や「在留期間」、「アルバイトをしてもよい許可を得ているかどうか」を確認してください。

技能実習・留学の在留資格でも、実習先から失踪した実 習生や、学校を除籍された留学生の資格外活動は認められ ず、不法就労となります。

働くことが認められていない外国人を雇用した場合やそ の雇用を斡旋した場合、処罰の対象となることがあります。



『在留資格は何?』

身近に潜む犯罪情報の提供をお願いします。

一部の不良外国人と日本人が結託した

- ・ 就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は、 不法就労を斡旋する不法就労助長
- ・ 日本国内で長期滞在・就労するため、日本人との 結婚を装って「日本人の配偶者等」の在留資格を取 得する偽装結婚
- ・ 海外輸出を目的とした自動車盗 などの犯罪が発生しています。

皆さんの周りで、このような犯罪に関する情報があれば、 門司警察署に情報提供をお願いします。



不法就労•不法滞在



自動車盗(違法ヤードでの解体等)